

令和6年度 舞鶴市立加佐中学校いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがある重大かつ深刻な人権問題である。

舞鶴市立加佐中学校いじめ防止基本方針（以下「基本方針」という。）は、生徒一人ひとりの尊厳と人権が尊重される学校づくりを推進することを目的に、舞鶴市、学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という）第13条の規定に基づき、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

第1 いじめの防止等の組織

- 1 いじめの防止等に関する取組を実効的に行うため、校内に「いじめ防止対策委員会」を置く。
- 2 「いじめ防止対策委員会」は「いじめ学校運営委員会」と「いじめ防止委員会」で組織し、構成員は次のとおりとし、必要に応じて関係する教職員や専門家等を加える。
 - (1) 「いじめ学校運営委員会」；メンバーは、校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、いじめ対策担当、特別活動主任、教育相談主任、養護教諭とする。
 - (2) 「いじめ防止委員会」；いじめ学校運営委員会に、スクールカウンセラー、PTA本部役員、学校運営協議会委員を加える。
- 3 「いじめ学校運営委員会」は月1回以上開催し、次のことを行う。
 - (1) 基本方針に基づく取組の実施、具体的な行動計画の作成・実行・検証・修正
 - (2) いじめの相談・通報の窓口
 - (3) 関係機関、専門機関との連携
 - (4) いじめの疑いや生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
 - (5) いじめの疑いに係る情報に対して、関係する生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制及び保護者との連携等対応方針の決定
 - (6) 重大事態が疑われる事案が発生した時に、その原因がいじめにあるかの判定
 - (7) 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査
 - (8) 当該重大事態を踏まえた同種の事態の発生防止のための取組の推進
- 4 「いじめ防止委員会」は、「いじめ学校運営委員会」の求めに応じて開催し、教育委員会と連携を図る。「いじめ学校運営委員会」と情報を共有し、助言を得る。

第2 いじめの未然防止

1 基本的な考え方

いじめは、どの子どもにも起こりうるものであるとともに、どの子どもも加害者にも被害者にも

なりうるものである。このことを踏まえて、すべての生徒を対象に互いの個性や価値観の違いを認め、自己を尊重し、他者を尊重するなど豊かな感性を育むとともに、いじめを許さない集団づくりのために、全教職員がPTA等関係者と一体となって継続的に取組を行う。

2 いじめの未然防止のための取組

(1) わかりやすく規律ある授業の推進

- * 言語活動の充実（朝読書）
- * 自主学習活動・補充学習の充実
- * グループでの互恵的で協働的な学習を充実させ、質の高い学習集団の形成
- * 学習意欲の向上
- * 教室環境の整備

(2) 自己有用感を育む取組の推進

- * よりよい人間関係作りを目指す取組(縦割り集団での活動、討論会)
- * 行事における学級づくりの推進
- * 主体的な生徒会活動、地域連携等の推進
- * 異年齢集団の活動（小中連携、中高連携も含む）

(3) 豊かな心を育む取組の推進

- * 体験活動の充実
- * 道徳教育の推進
- * 地域との交流活動やボランティア活動への参加
- * 規範意識、コミュニケーション能力の向上

(4) いじめについて理解を深める取組の推進

- * 人権旬間の取組
・各学年、年2回実施（6月、12月）

(5) 教職員の資質能力の向上を図る取組の推進

- * 校内研修の実施
- * 校外研修会への参加

第3 いじめの早期発見

1 基本的な考え方

いじめは、遊びやふざけあいを装ったり、教職員にわかりにくい場所や時間に行われたりするなど、教職員が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識することが必要である。このことから、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないように、日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築等に努める。また、子どもの様子・事象の「報告、連絡、相談」ができる教職員集団にしていかなければならない。

2 いじめの早期発見のための取組

(1) 情報の集約と認知と共有

- * 個別懇談、授業、行事、休み時間等での些細な兆候も積極的に認知する。
- * いじめに関する情報については、些細なことも含め「いじめ学校運営委員会」で情報を共有

し、共有された情報については、全教職員で共有する。

- * 欠席が続いたり、保護者から「いじめ」を疑う相談を受けたりした場合は、重大事態を想定して対応する。

(2) 全生徒を対象としたアンケート調査及び聴き取り調査を実施する。

- * アンケート調査・聴き取り調査 6月 11月

(3) 相談体制の整備と周知

- * 年2回教育相談週間を実施（6月、11月）する。
- * 日々相談できる手段として生活ノートを活用し、困りごとがあれば思いを記入し、面談を実施し生徒の実情に迫り、願いや思いを引き出しながら寄り添う。
- * スクールカウンセラーによる全校生徒との面談を行う。
- * スクールカウンセラーとの情報を共有する。
- * 舞鶴市教育支援センター「明日葉」と「いじめ相談室」との情報の共有を行う。

第4 いじめに対する取組

1 基本的な考え方

いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに「いじめ学校運営委員会」で情報共有し、今後の対応について検討する。その際には、被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応については、教職員全体の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携に努めながら丁寧に行う。

2 いじめの発見・通報を受けた時の対応

- (1) いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- (2) いじめと疑わしき行為を発見した、あるいは相談や訴えがあった場合には、速やかに「いじめ学校運営委員会」で情報を共有する。
- (3) 「いじめ学校運営委員会」を中心に関係生徒から事情を聴くなど、いじめの有無の確認を行う。
結果は、加害・被害生徒及びそれぞれの保護者に連絡する。
- (4) いじめられた生徒、その保護者への支援を行う。
- (5) いじめた生徒への指導を行うとともに、保護者に、よりよい成長に向けて学校の取組方針を伝え、協力を求める。
- (6) 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、教育委員会との連携により、直ちに警察等との連携を図る。
- (7) いじめが起きた集団に対してもいじめと向き合い、その解決を通して集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。
- (8) いじめの対処について、十分な効果を上げることが困難な場合には、「いじめ防止委員会」で有識者等に助言を得るとともに、教育委員会へ報告し、連携を図る。

3 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネットいじめを誘発する通信情報システムについての研修を実施する。
- (2) ネット上の不適切な書き込み等については、関係機関と連携し、直ちに削除する措置をとる。
- (3) 情報モラル教育を推進する。

4 方針の検証

- (1) 基本方針が効果的に機能しているかいじめ学校運営委員会で点検し、より実効的な活動ができるよう必要に応じて見直しを行う。
- (2) 基本方針にある取組について、全教員でそれぞれの取組の効果、検証を毎学期末に行う。

第5 重大事態への対処

- 1 重大事態が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告し、調査を実施する主体等を協議する。学校が調査を行う場合は、「いじめ学校運営委員会」を中心に、被害児童生徒・保護者の思いを踏まえるとともに、調査の公平性・中立性の確保に努め、事実関係を明確にする。学校で行う調査の状況については、必要に応じていじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して適切に情報を共有する。
- 2 適宜、「いじめ防止委員会」を開催し、調査結果を教育委員会に報告する。
- 3 調査結果を踏まえ、当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な取組を進める。

第6 関係機関との連携

- 1 小学校との連携の推進
いじめに関する指導や情報の共有を推進する。
- 2 地域・家庭との連携の推進
 - (1) P T Aとの連携の下、いじめに対する理解を深める取組を推進する。
 - (2) いじめの防止に関する学校の基本方針や取組をホームページ等で積極的に発信する。
- 3 関係機関との連携の推進
警察、児童相談所等の関係機関と適切な連携を図るよう努める。